

倫理研究会規約(案)

第1条 当委員会の名称は、公益社団法人 日本技術士会北海道本部 倫理委員会と称する。

第2条 当委員会の設立主旨は以下のとおりとする。

本委員会は、技術者倫理に関する諸問題を研究し、その成果を基に北海道で活動している技術者に対して、技術者倫理の啓発・普及を図ることを目的とする。

第3条 当委員会は公益社団法人 日本技術士会北海道本部の会員によりなる。

第4条 委員会の役員は以下のとおりである。

- ・ 委員長 1名
- ・ 幹事長 1名
- ・ 幹事 若干名
- ・ 相談役 若干名

委員会活動の基本方針を検討し、かつ調整をはかるため、委員長及び幹事団により幹事会を構成する。また、定期的に幹事会を開催する。

第5条 当委員会の活動は、各年度の第1回研究WGにおいて会員の承諾を得る。

第6条 当委員会の事務局は公益社団法人 日本技術士会北海道本部に籍を置く。

〒004-8585 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4-1 DOCON 新札幌ビル 1F

付 則

本規約は、2010年4月1日制定 2013年8月1日改定